

○豊橋市民センター条例施行規則

平成4年4月15日

規則第39号

豊橋市民センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、豊橋市民センター条例（平成4年豊橋市条例第7号。以下「条例」という。）第18条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(一部改正〔平成18年規則25号・20年52号〕)

(開館時間)

第2条 豊橋市民センター（以下「市民センター」という。）の開館時間は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

区分		開館時間
1階	行政資料コーナー	午前9時から午後9時まで
	談話ロビー	
2階	市民活動プラザ	
3階	相談室	
	ミーティングルーム	
4階	中会議室	
	小会議室	
5階	大会議室	
6階	多目的ホール	

(一部改正〔平成7年規則19号・12年84号・13年24号・19年24号・20年52号〕)

(休館日)

第3条 市民センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

(1) 月曜日

(2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

(一部改正〔平成10年規則3号・19年24号・20年52号・24年36号〕)

(利用承認の申請)

第4条 条例第4条の規定により市民センターの施設の利用の承認を受けようとする者は、指定管理者が市長の承認を得て定める申請期間内に利用申請書（様式第1）を指定管理者に提出しなければならない。

2 前項の利用申請書は、利用が引き続き7日を超えるものは、これを受理しない。ただし、指定管理者が市長の定める特別の事由に該当すると認めるときは、この限りでない。

（全部改正〔平成20年規則52号〕）

（利用承認書の交付等）

第5条 指定管理者は、前条第1項の規定による申請を承認したときは、利用承認書（様式第2）を申請者に交付する。

2 利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、市民センターの施設を利用するときは、利用承認書を指定管理者に提示して、その指示を受けなければならない。

（一部改正〔平成18年規則25号・20年52号〕）

（利用料金の減免申請手続）

第6条 条例第6条の規定により、利用料金の減免を受けようとする者は、利用料金減免申請書（様式第3）を指定管理者に提出しなければならない。

（一部改正〔平成18年規則25号・20年52号〕）

（利用承認の取消手続）

第7条 利用者は、利用の承認の取消しを受けようとするときは、利用承認取消願（様式第4）に利用承認書を添えて、指定管理者に提出しなければならない。

（一部改正〔平成18年規則25号・20年52号〕）

（秩序の保持等）

第8条 利用者は、指定管理者が市民センターの秩序を保つため必要があると認めたときは、整理人を置かなければならない。

2 利用者は、指定管理者の入場を拒むことはできない。

（一部改正〔平成18年規則25号・20年52号〕）

（利用後の点検）

第9条 利用者は、条例第12条の規定により原状に回復したときは、指定管理者の点検を受けなければならない。

（一部改正〔平成18年規則25号・20年52号〕）

(遵守事項)

第10条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 入場人員は、各室に収容し得る人員を基準とすること。
- (2) 建物又は敷地内において喫煙しないこと。
- (3) 所定の場所以外において飲食し、又は火気を使用しないこと。
- (4) 指定管理者の許可を受けないで、物品を販売し、又は陳列しないこと。
- (5) 他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- (6) その他管理上必要な指定管理者の指示に反する行為をしないこと。

(一部改正〔平成18年規則25号・20年52号・22年69号〕)

附 則

この規則は、平成4年4月20日から施行する。

附 則 (平成7年3月31日規則第19号)

- 1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、改正前の豊橋市民センター条例施行規則の規定により作成されている様式第2は、この規則による改正後の豊橋市民センター条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。

附 則 (平成10年2月12日規則第3号)

- 1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に改正前の各規則の規定に基づいて作成されている様式は、改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。
- 3 この規則の施行の際、現にこの規則の施行の日以後の各施設の使用について承認されている日が改正後の各規則に規定する休館日又は休止日に当たるときは、改正後の各規則の規定にかかわらず、当該日は当該施設の休館日又は休止日としない。

附 則 (平成12年5月9日規則第84号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成13年3月30日規則第24号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年1月25日規則第1号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の様式第2及び様式第3は、平成17年4月1日以後の使用に係る申請について適用し、同日前の使用に係る申請については、なお従前の例による。

附 則（平成18年3月31日規則第25号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第24号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年6月19日規則第52号）

（施行期日）

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に改正前の第6条第1項の規定により交付された使用承認書は、改正後の第5条第1項の規定により交付された利用承認書とみなす。

附 則（平成20年9月24日規則第81号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成20年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に改正前の各規則の規定に基づいて作成されている様式は、改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。

附 則（平成22年11月30日規則第69号）

この規則は、平成23年1月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第36号）

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

附 則（平成25年11月21日規則第48号）

（施行期日）

1 この規則は、平成26年1月4日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の様式第1、様式第3及び様式第4は、平成26年4月1日以後の利用に係る申請について適用し、同日前の利用に係る申請については、なお従前の例による。

附 則（令和5年6月26日規則第42号）

（施行期日）

1 この規則は、令和5年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の各規則の規定に基づいて提出されている様式（次項において「旧様式」という。）は、改正後の各規則の規定による様式とみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式については、当分の間、所要事項を調整して使用することができる。

様式第1 (第4条関係)

豊橋市民センター利用申請書			
			年 月 日
指定管理者 様			
申請者 (※法人の場合は、名称及び代表者氏名)			
住所			
氏名			
電話			
次のとおり市民センターを利用したいので申請します。			
行 事 又 は 団体名			
利用目的			
利用日	年 月 日 ()	利用料金	
利用時間 ・ 利用設備	<input type="checkbox"/> 午 前 (9:00~12:00)	3階	<input type="checkbox"/> 第1ミーティングルーム
	<input type="checkbox"/> 午 後 (13:00~17:00)		<input type="checkbox"/> 第2ミーティングルーム
	<input type="checkbox"/> 夜 間 (18:00~21:00)	4階	<input type="checkbox"/> 第3ミーティングルーム
	<input type="checkbox"/> 午前・午後 (9:00~17:00)		<input type="checkbox"/> 第4ミーティングルーム
<input type="checkbox"/> 午後・夜間 (13:00~21:00)	5階	<input type="checkbox"/> 小 会 議 室	
<input type="checkbox"/> 全 日 (9:00~21:00)	6階	<input type="checkbox"/> 中 会 議 室	
			<input type="checkbox"/> 大 会 議 室
			<input type="checkbox"/> 多 目 的 ホ ー ル
利用人員	人	収益目的の 入場料等の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		企業活動の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
連絡先	氏 名		電 話
設 備			
備 考			

様式第2 (第5条関係)

豊橋市民センター利用承認書					
		申請日	年	月	日
		承認日	年	月	日
		承認番号			
様 指定管理者 印					
市民センターの利用については、次のとおり承認します。					
行事名					
利用目的		利用人員			
利 用 日	開 始 時 間	終 了 時 間	施 設 名	利用料金	
施設利用料金計					
加算利用料金計			減免利用料金計		
			合計利用料金		
収益目的の入場料等の有無	有	・	無	企業活動の有無	
				有	
				・	
				無	
備 考					

様式第3 (第6条関係)

豊橋市民センター利用料金減免申請書			
指定管理者 様		年 月 日	
		申請者 (※法人の場合は名称及び代表者氏名)	
		住所	
		氏名	
		電話	局 番
次の事由のため、利用料金を減免額してください。			
行 事 又 は 団体名			
減免を受けようとする事由			
利用日	年 月 日 ()		減免額
利用時間 ・ 利用設備	<input type="checkbox"/> 午 前 (9:00~12:00)	3階	<input type="checkbox"/> 第1ミーティングルーム
	<input type="checkbox"/> 午 後 (13:00~17:00)		<input type="checkbox"/> 第2ミーティングルーム
	<input type="checkbox"/> 夜 間 (18:00~21:00)		<input type="checkbox"/> 第3ミーティングルーム
	<input type="checkbox"/> 午前・午後 (9:00~17:00)		<input type="checkbox"/> 第4ミーティングルーム
	<input type="checkbox"/> 午後・夜間 (13:00~21:00)	4階	<input type="checkbox"/> 小 会 議 室
	<input type="checkbox"/> 全 日 (9:00~21:00)		<input type="checkbox"/> 中 会 議 室
		5階	<input type="checkbox"/> 大 会 議 室
		6階	<input type="checkbox"/> 多 目 的 ホ ー ル
利用人員	入場料の有無		有 ・ 無
備 考			

様式第4 (第7条関係)

豊橋市民センター利用承認取消願			
指定管理者 様		年 月 日	
申請者 (※法人の場合は名称及び代表者氏名)			
住所			
氏名			
電話 局 番			
次の事由のため、利用承認を取り消してください。			
取消しを受けようとする事由			
利用日	年 月 日 ()		利用料金
利用時間 ・ 利用設備	<input type="checkbox"/> 午 前 (9:00~12:00)	3階	<input type="checkbox"/> 第1ミーティングルーム
	<input type="checkbox"/> 午 後 (13:00~17:00)		<input type="checkbox"/> 第2ミーティングルーム
	<input type="checkbox"/> 夜 間 (18:00~21:00)		<input type="checkbox"/> 第3ミーティングルーム
	<input type="checkbox"/> 第4ミーティングルーム		
	<input type="checkbox"/> 午前・午後 (9:00~17:00)	4階	<input type="checkbox"/> 小 会 議 室
<input type="checkbox"/> 午後・夜間 (13:00~21:00)	5階	<input type="checkbox"/> 中 会 議 室	
<input type="checkbox"/> 全 日 (9:00~21:00)	6階	<input type="checkbox"/> 大 会 議 室	
		6階	<input type="checkbox"/> 多 目 的 ホ ー ル
承認番号	承認日	年 月 日	
備 考			